

週休 2 日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）

令和 7 年 8 月

笠間市総務部財政課契約検査室

笠間市が発注する週休 2 日制促進工事の実施要領（以下「要領」という。）第 5 条に示す「別に定める経費補正等基準」のうち、一般土木工事に係るものについては下記のとおりとする。

記

1 本基準の対象

積算基準及び標準歩掛（土木編）に基づき予定価格を算定の上、笠間市が発注する週休 2 日制促進工事を対象とする。

2 経費補正等の実施について

（1）発注者指定型の場合

ア 当初発注の予定価格算定において、3による経費補正等を実施する。

イ 現場閉所日確保率が100%未満となった場合は、当該補正を解除（設計変更減）する。

（2）受注者希望型の場合

ア 契約後の受発注者協議により週休 2 日での施工が決定した場合は、3による経費補正等を設計変更時に実施する。

イ 現場閉所日確保率が100%未満となった場合は、経費補正是行わない。

3 経費補正等の基準

（1）経費補正係数

ア 経費補正は、以下の表による。ただし、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

現場閉所日確保率	月単位 (100%以上)	週単位（完全週休 2 日（土日）） (100%以上)
労務費に対する補正係数	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率に対する補正係数	1. 0 1	1. 0 2
現場管理費率に対する補正係数	1. 0 2	1. 0 3

(注) 積算システムでは、「11. 週休制度補正区分」において、「完全週休2日（土日）」又は「4週8休（月単位）」を選択する。

イ アにおける現場閉所日確保率は、以下の算式による。

$$\text{現場閉所日} = \frac{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した現場閉所日のうち現場閉所した実績日数(※1)}}{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した現場閉所日の総日数 (※2)}} \times 100\%$$

※1 要領第3条に定める振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日についても、現場閉所した日とみなす。

※2 完全週休2日制の場合は、対象期間の土曜日、日曜日の総日数。

4週8休制（月単位）の場合は、対象期間の月単位で設定した28.5%（2/7）の総日数
（2/7）未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。

ウ 週休2日に係る積算単価の端数処理については下記のとおりとする。

- 1) 「労務費」 小数点以下切り捨て
- 2) 「市場単価・土木工事標準単価」 小数点以下切り捨て

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		4週8休	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01

インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付栓工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		4週8休	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工	撤去	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工	撤去	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型F R Pシート設置工（ポリエス テル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮説防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02

機械式継手工		1. 02	1. 02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 01	1. 01
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01
F R P 製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00
浸食防止用植生マット（養生マット）		1. 02	1. 02
支障金属溶射工		1. 02	1. 02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 02	1. 02
フレア溶接工		1. 02	1. 02
H型ボラード設置工		1. 01	1. 01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1. 02	1. 02
	高所作業車	1. 02	1. 02

附 則

この基準は、令和6年4月1日以降起工決議をする週休2日制促進工事から適用する。

附 則

この基準は、令和7年8月1日以降起工決議をする週休2日制促進工事から適用する。